

農地を所有(使用)している方へ



農地について、所有権や賃借権などの権利がある方は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保する義務があります。(農地法第2条の2)

(適正かつ効率的な利用の例)

1. 自分で耕作する
2. 他者に貸して耕作してもらう

ご自身で借り手を探した場合、農地法に基づく手続きが必要となります。借り手が見つからない場合、サポート機関として農地中間管理機構(公的機関)があります。

耕作をせずに、長期間農地を放棄すると、所有者にとって不利益になる場合があります。

- 例1) 不法投棄がされやすくなる
- 例2) 草木が繁茂し、隣地住民とのトラブルになる
- 例3) ハブなどが住み着くようになり、地域とのトラブルになる
- 例4) 農地に復元するために多額の費用が発生する可能性がある

農業生産の基盤であり限られた資源である農地を守り、後世に残すため、自分で耕作ができないという場合などは下記までご相談ください。

お問い合わせ 西原町農業委員会 ☎945-5281



農業に関する補助金が変わります

6月から農業に関する補助金を統一し、「西原町農業生産振興補助金」として交付することになりました。対象の事業は次のとおりです。

1. 病害虫防除対策事業(農業購入補助事業)
2. 農業施設設置補助金(井戸・ビニールハウス等)
3. 農業用廃プラスチック処理事業【新規】
(農業を営む際に発生するビニール・農業の空容器等の処理費の一部を助成)
4. さとうきび振興対策事業(古株更新事業)
5. 優良種畜導入事業(牛・山羊・豚)
6. 優良子牛生産奨励事業

これに伴い、補助の対象者を「生産した農産物の出荷又は販売を行う者」と限定し、対象者には「農業生産振興補助対象者カード」を発行します。

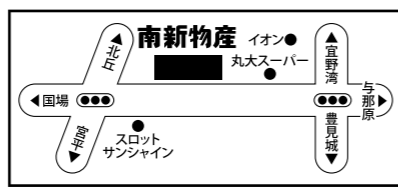
このカードは産業課の窓口で発行しますが、申請が必要となります。申請の際、出荷または販売を証明する書類(確定申告の写し、出荷伝票など)を申請書に添付して提出する必要があります。

お問い合わせ 建設部産業課 農林水産係 ☎945-4540

不動産のことなら創業35年の南新物産におまかせください!



おかげさまで「売買仲介実績 1,200 件突破!!」
不動産のことでしたら 何なりとお申し付け下さい
沖縄県知事免許(9)第0928号
あなたのホームプランナー
南新物産



南風原本店
〒901-1104 南風原町字宮平641番地の7
☎(098)889-4007(代)
FAX 889-4033
✉ hae@nanchan.co.jp

http://www.nanchan.co.jp 南新物産 検索

マリントウンをキレイにしよう

ちゅら島
清掃活動

連日賑わいをみせているマリントウンの清掃活動を行います!平成14年度からマリントウン海岸線防波堤周辺や環境美化促進モデル地区の一斉清掃を実施しています。4月23日には西原マリパーク内のきらきらビーチが海開きをしており、今後町内外から多くの方が訪れることが見込まれます。また、マリントウンへの大型MICE施設建設が決まり、より発展が期待される場所となりました。

たくさんの人をキレイな西原町で迎えるため、大型MICE施設建設に伴う発展を盛り上げるために、マリントウンあがりティーダ公園及び付近の海岸・道路の清掃作業をしませんか。

■日時 平成28年6月11日(土) 9:00~11:00

■集合場所 あがりティーダ公園

■活動内容 マリントウンあがりティーダ公園及び付近の海岸・道路の清掃、ごみ拾い等

※ごみ袋及び飲み物等は、生活環境安全課で準備します。
※雨天及び雷注意報が発令された場合、中止とします。



ゴールデンウィーク期間中のごみ収集について

ゴールデンウィーク期間中のごみ収集日程は、下記のとおりです。ご注意ください。引き続き、ごみの減量化やリサイクルのため、分別の徹底にご協力ください。

	4月29日(金) 昭和の日	4月30日 (土)	5月1日 (日)	5月2日 (月)	5月3日(火) 憲法記念日	5月4日(水) みどりの日	5月5日(木) こどもの日	5月6日 (金)
もえるごみ	通常どおり			通常どおり	通常どおり			通常どおり
もえないごみ		通常どおり				通常どおり		
危険ごみ		通常どおり				通常どおり	休 み	
粗大ごみ		通常どおり				通常どおり		
資源ごみ	休 み			通常どおり	休 み	休 み		通常どおり

お問い合わせ 総務部生活環境安全課 環境保全係 ☎945-5018

「人権なんでも相談所開設」のお知らせ

近所とのトラブル、家庭内のめもごと、いじめ、体罰に関する問題、離婚、扶養、相続、遺言、借地借家等の相談に応じます。

みんなで築こう 人権の世紀

「考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認めよう心」

期 日 6月1日(水)
時 間 10時~16時
場 所 西原町役場 3階会議室
相談員 人権擁護委員

※予約不要、相談は無料で秘密は固く守られます。

お問い合わせ 総務部総務課 総務係 ☎945-5011

